

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

1. 事業者（法人）概要

歯科医院名	医療法人誠歯会はが歯科医院
所在地	群馬県前橋市高花台1丁目9-2
代表者名	理事長 松井 暢孝
電話番号	027-269-3055

2. 事業所概要

事業所の名称	医療法人誠歯会はが歯科医院
指定事業所番号	1030110553
指定事業の種別	居宅療養管理指導（介護予防）
所在地	群馬県前橋市高花台1丁目9-2
責任者	理事長 松井 暢孝
電話番号	027-269-3055
サービス提供地域	前橋市、その他一部地域（事業所から半径16km圏内）

3. 事業所の職員体制

歯科医師	10名以上
歯科衛生士	13名以上
歯科助手・受付	6名
その他	11名

4. 診療時間

営業時間	月曜日から土曜日 9:00~12:00 13:00~18:00
休日	日曜日・一部祝日及び年末年始12月29日~1月3日 夏期8月13日~8月16日を除く

5. サービス内容

歯科医師による 居宅療養管理指導	担当の歯科医師が、通院が困難な利用者に対しその居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを利用するその他の事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。
歯科衛生士による 居宅療養管理指導	担当の歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士が利用者の居宅を訪問し、療養上必要な指導を行います。

6. 費用

居宅療養管理指導費

介護保険の自己負担割合によって費用が異なります。なお、居宅介護管理指導費は介護保険サービスの利用限度額（支給限度額）には含まれませんのでご安心ください。

【居宅療養管理指導費】

※1単位＝10円

歯科医師 居宅療養管理指導費	単一建物居住者1名	517単位（月2回を限度として）
	単一建物居住者2名～9名	487単位（月2回を限度として）
	単一建物居住者10名以上	441単位（月2回を限度として）
歯科衛生士等 居宅療養管理指導費	単一建物居住者1名	362単位（月4回を限度として）
	単一建物居住者2名～9名	326単位（月4回を限度として）
	単一建物居住者10名以上	295単位（月4回を限度として）

7. 支払方法

居宅療養管理指導費（介護保険）の個人負担額のお支払については、月単位でのご請求となります。毎月15日前後に前月分の請求書を郵送させていただきますので、期日までに指定の口座へお振り込みをお願いいたします。お支払い確認後に領収書を郵送させていただきます。

8. 事故発生時の対応

居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じます。
賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

9. 苦情等相談窓口

窓口	医療法人誠歯会が歯科医院
窓口責任者	事務長 吉澤研一
利用時間	月曜日～金曜日 9:00～18:00（祝日を除く）
電話番号	027-269-3055

10. 守秘義務

歯科医師及び歯科衛生士には利用者の守秘義務があり、個人情報外部には漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネージャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。

11. その他運営に関する重要事項

- (1) 健康保険法、介護保険法を遵守し、業務を行います。
- (2) 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等必要な対応を行います。